

目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 1
 - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
 - ・選挙管理委員会

- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 20
 - ・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)
 - ・三橋庁舎(市民サービス課)

- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 38
 - ・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課)
 - ・水道課

- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 58
 - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
 - ・小・中学校

- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 78
 - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 98
 - ・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
 - ・農業委員会

- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 121
 - ・消防本部
 - ・教育部(生涯学習課)

柳川市監査委員告示第2号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和元年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳人秘第1634号
令和元年12月11日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(総務部人事秘書課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年11月29日付け、31柳監査第191号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 旅行命令において旅行命令権者でない者により命令されているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>課長級職員の研修会参加のための旅行命令において、所属部長が命令すべきところを所属課長が命令欄に押印され、その後の決裁や担当者においても誤りに気付かなかったことによります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』</p> <p>所属部長に命令印を押印してもらい、訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は担当者及び決裁ラインの職員においても、旅行命令書の命令印含め決裁印等間違っていないか再度確認し、ミスに対してチェックが効くよう気を引き締めて事務処理にあたります。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 契約に係る公印の使用について、承認を受けないまま公印を使用しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>公印の持ち出しの承認を得た上での使用であります。事務決裁後の公印使用の際に書類不備があったもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』</p> <p>事後になりますが、公印使用について、公印名の記載や押印の不備があった事項について、処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>使用確認などの徹底を図ります。</p>

31柳総務第2331号
令和元年12月27日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(総務部総務課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年11月29日付け、31柳監査第191号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部総務課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 情報公開等の手数料について、保管している現金と現金領収書の合計額が相違している。
措置等の内容
1 原因 現金は、情報公開等の手数料として領収しているものです。おつりが必要な時があるため、つり銭用として一時立て替えたものが、領収額と相違していたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 手数料として領収した額（現金）と領収書の合計額との突合を行い相違を無くしました。
3 再発防止策の内容 月末等、定期的に会計課に納入を行います。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 口頭にて命令を受けていたが、旅行命令簿への記載を失念し出張したものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後ではありますが、旅行命令簿へ記載し決裁を受け、支払いを完了しました。
3 再発防止策の内容 旅行命令簿の記載・確認の徹底を図ります。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 下記補助金について、柳川市補助金等交付規則第15条に規定されている補助事業実績調査報告書（様式第8号）が作成されていない。また、(2)については実績報告書が提出されていない分会がある。 (1)柳川市交通安全推進協議会 (2)柳川市交通安全協会分会
措置等の内容
1 原因 (1)については、全分会の実績報告書提出後、一括処理する事としていたため作成してい

ませんでした。

(2)については、2分会の内、1分会は担当者が保管しており提出済みでした。

未提出のもう1つの分会については現分会長と前分会長との引継ぎが上手くいっておらず提出が遅れたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

すべての分会から提出されたため、補助事業実績調査報告書を作成しました。

3 再発防止策の内容

各分会への報告書等の早期提出の徹底、提出後の処理を迅速に行う事を図ります。

指摘事項 (2) 支出事務

ウ 柳川市地区等運営補助金について、下記のものがある。

- ・実績報告書とその添付書類で、事業期間が相違している。
- ・補助金額の算定に係る基準日現在の行政区長数について、基準日不在の区長を含めている地区がある。

措置等の内容

1 原因

① 実績報告書(様式第4号)の「事業の実施期間」については、各代表区長へ通知する際に予め年度いっぱいの期間を記載した上で送付しており、地区によっては期間が異なっている場合についてもそのまま受け付けており、確認不足でした。

② 補助金額を算定する際に、基準日現在の行政区長数のところを、誤って行政区数にて算出しており、確認ミスでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

① 実績報告書の受領後、補助事業実績調査報告書を作成し、決裁を受けているため、修正は行いませんでした。

② 実績報告書の受領後、補助事業実績調査報告書を作成し、決裁を受けているため、修正は行いませんでした。

3 再発防止策の内容

① 各代表区長へ実績報告書の様式を送付する際は、実施期間の日付けは空欄にして送付し、受付時には添付書類と相違している箇所がないか、確認を徹底します。

②柳川市地区等運営補助金交付規程の第4条第1項では「行政区長数」と記載されており、同条第3項では「行政区数」という記載となっています。算定する際はあくまで「行政区長数」ということで、係内で意思統一を行いました。今後、各地区校区の代表区長へ周知するとともに、規程の改正も含め検討を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

ア カラー印刷機賃貸借契約について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。

措置等の内容	
1 原因	総務課起案で市長決裁の文書は、総務部長の押印があるため、財政課との合議を行っていませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	事後になりますが、合議が漏れていた起案文書については財政課より合議を得ました。
3 再発防止策の内容	今後は、「柳川市財務規則」に基づき適正に処理を行います。

指摘事項 (3) 契約事務	
イ	柳川市防災無線（MC A無線）保守点検業務について、見積書の日付は令和元年7月8日となっているが、契約締結の起案日は同月5日、その起案書に添付されている見積状況調書の見積徴取年月日は同年6月17日となっており、日付に整合性がない。
措置等の内容	
1 原因	見積書については7月5日に貰っていましたが、日付については見逃していました。見積徴取年月日については、この件にかかる「随意契約および見積書徴取についての伺い」の決裁日を誤って記入したものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	見積書の日付については受領した日の受付印を押印し、見積状況調書は日付を訂正し差替えを行いました。
3 再発防止策の内容	提出書類の確認の徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務	
ウ	行政区掲示板に係る物品売買契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容	
1 原因	前年度使用した契約書を上書き修正する形で契約書を作成していましたが、指摘の箇所については確認不足であり、修正すべきところを前年度のまま作成してしまいました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	物品売買契約書の契約期間が既に終了していることから、契約書の修正は行いませんが、元データの支払遅延利息の率を「2.7%」に修正しました。
3 再発防止策の内容	過去に作成した契約書を使用して作成する場合は、指摘の箇所を含むその他の箇所について

ても、確認を徹底します。

指摘事項 (4) 財産管理

ア 郵便切手使用簿について、使用簿の残数と保有している切手の合計額が相違している。

措置等の内容

1 原因

月末に払出額と残額の確認を行っていますが、切手の残数との突合を行っていませんでした。返却があったものの記入漏れです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

保有切手の確認を行い、戻入処理を行いました。

3 再発防止策の内容

払出額と残額の確認だけでなく、切手の残数との突合を同時に行うこととします。

指摘事項 (5) その他

ア 予備費充用申請書について、総務部長の押印のないものがある。

措置等の内容

1 原因

予備費充用申請書が戻ってきた際、押印を確認せずに課のキャビネットに保管していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、事後処理となりますが、部長より押印いただきました。

3 再発防止策の内容

保管をする際に押印が済んでいるかの確認を徹底します。

31柳企画第442号
令和元年12月11日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(総務部企画課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年11月29日付け、31柳監査第191号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部企画課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 下記の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。 ・広報やながわ 10 月 1 日広告料（平成 30 年度分） ・広報やながわ 9 月 1 日広告料（平成 31 年度分）
措置等の内容
1 原因 会計課へ通知するのを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後になりましたが、会計課へ通知しました。
3 再発防止策の内容 係での確認を徹底し、今後同じようなことが起きないように努めます。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 自家用車同乗の旅行について、命令権者の承認を受けずに旅行している。
措置等の内容
1 原因 自家用車での旅行について、同乗者についても旅行命令権者の承認を受けるべきでしたが、失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後承認という形で、自家用車での旅行について同乗者の旅行の承認を受け、命令権者の承認印について押印を受けました。
3 再発防止策の内容 自家用車での旅行の際は、同乗者についても旅行命令権者の承認を必ず受けるように、課内での周知徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 予定価格が 3 万円を超える物品の購入について、契約締結伺書が作成されていない。
措置等の内容
1 原因 契約締結伺書を作成すべきでしたが、失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後であります。契約締結伺書を作成いたしました。

3 再発防止策の内容

財務処理事務の知識を深め、課内で徹底し再発防止に努めます。

31柳財政第815号
令和元年12月17日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(総務部財政課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年11月29日付け、31柳監査第191号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 柳川市ふるさと納税掲載等に係る業務委託契約書について、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。</p> <p>また、契約事務規則第 25 条に規定された期間内に契約書が作成されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 自動更新条項について、契約締結へ向けた事業者との協議の際に見落とししていました。 また、契約書の作成日については、決裁後の相手方による契約書への押印及び送付に時間がかかってしまったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 今後類似の契約を行う際は、契約書の内容について精査を行い、予算との齟齬がないよう努めます。 また、規則や条例等に則り適切に契約を締結できるよう、時間の余裕をもって取り組みます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 西鉄大牟田線徳益駅土地一時賃貸借契約について、翌年度予算の議決前に、予算の裏付けがないにもかかわらず契約締結伺書が起案、決裁されている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 契約更新に備えて事務調整をする起案と契約締結の起案を同一の起案で行ってしまったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結の手順を再度確認し、今後は適切な事務手続きを行います。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ウ 予定価格が 10 万円を超える下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定</p>

により随意契約とし、1者見積により契約締結しているが、起案文書に業者選定理由の記載がない。

- ・総務課設置コピー機カウンター契約
- ・企画課設置複合機カウンター契約

措置等の内容

- 1 原因
財政係内の書類チェック不足のため。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
既に締結した契約に係る事務処理のため。
なお、指摘事項については、再発防止のため係内で事務の確認を行っています。
- 3 再発防止策の内容
随意契約の根拠規定、財務規則に応じた処理内容を起案文書に必ず記載することとします。

指摘事項 (1) 契約事務

エ 柳川庁舎北側駐車場交通誘導警備業務契約書について、警備請負料金内訳の一部が見積書と相違している。

措置等の内容

- 1 原因
契約の際、見積書と契約書の照合・確認を怠り、見落としたことが原因です。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
契約締結済みのため
- 3 再発防止策の内容
次年度の契約の際は、見積書と契約書に相違がないよう照合を行い、このような事態の再発防止に努めます。

31柳選管第486号
令和元年12月17日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市選挙管理委員会委員長 山田 孝一

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年11月29日付け31柳監査第191号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

選挙管理委員会

指摘事項 (1) 支出事務
ア 期日前投票所のための茶葉の購入に係り作成された伺兼依頼書及び食糧費支出伺書について、事務決裁規程第 10 条に規定されたものによる決裁を受けていない。
措置等の内容
1 原因 食糧費にかかる専決区分が他の需用費とは異なることを認識していなかったため、需用費の専決区分として決裁していたもの。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理となるが、正しい決裁権者からの押印をいただいた。
3 再発防止策の内容 電算システム以外の支出関係書類についても、起案する際には、事務決裁規程の別表に基づく決裁区分となっているかの確認を徹底し適正な事務処理を行う。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 平成 30 年度の支出負担行為書について、当該年度の会計管理者でない者の押印がなされているものがある。
措置等の内容
1 原因 平成 31 年 3 月分にかかる郵便料の請求書が 4 月に入って届いたことから、平成 30 年度の支出負担行為決議書を起票したものであるが、出納整理期間中は旧年度と新年度の伝票が混在していたため、旧年度の決裁者が押印すべきところを新年度の決裁者が誤って押印したと思われる。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理となるが、旧年度の会計管理者からの押印をいただいた。
3 再発防止策の内容 出納整理期間中の伝票については、旧年度と新年度を蛍光マーカー等により視覚的に識別する工夫とともに、返戻された伝票についても漏れや誤り等がないかの確認を徹底する。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 下記の契約書について、「柳川市契約事務規則第 29 条第 9 号により契約保証金を免除する」としているが根拠としている規定に合致していない。 ・福岡県知事・県議会議員一般選挙ポスター掲示板

- ・参議院議員通常選挙ポスター掲示板
- ・柳川市議会議員一般選挙ポスター掲示板

措置等の内容

1 原因

過去の選挙の際に使用した契約書案の電子データをもとに、内容を十分確認しないまま過去の事績どおりで起案していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。

3 再発防止策の内容

次期選挙に向けて既存フォーマットの修正とともに、今後は、過去の契約書案を安易に踏襲することなく、その都度十分な確認を行う。

指摘事項 (2) 契約事務

イ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、その取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。

- ・柳川地区ポスター掲示場設置（福岡県知事・県議会議員選挙）
- ・大和地区ポスター掲示場設置（福岡県知事・県議会議員選挙）
- ・三橋地区ポスター掲示場設置（福岡県知事・県議会議員選挙）
- ・柳川地区ポスター掲示場設置（参議院議員通常選挙）
- ・大和地区ポスター掲示場設置（参議院議員通常選挙）
- ・三橋地区ポスター掲示場設置（参議院議員通常選挙）

措置等の内容

1 原因

過去の選挙の際に使用した契約書案の電子データをもとに、内容を十分確認しないまま過去の事績どおりで起案していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。

3 再発防止策の内容

次期選挙に向けて既存フォーマットの修正とともに、今後は、過去の契約書案を安易に踏襲することなく、その都度十分な確認を行う。

指摘事項 (2) 契約事務

ウ 下記の契約書について、収入印紙の貼付がない。

- ・選挙公報等袋詰業務委託契約書（参議院議員通常選挙）
- ・投票用紙計数機及び自書式投票用紙読取分類機点検業務契約書

措置等の内容	
1	原因 市が保管する契約書にかかる収入印紙の貼付は、契約相手方が対処すべきとの認識であったことから、これまで十分確認していなかった。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理となるが、契約相手方に収入印紙の貼付を依頼し、契約書に該当する収入印紙を貼付した。
3	再発防止策の内容 今後、課税文書であるかどうかの確認とともに、不備があった場合は契約相手方への連絡を確実に行うようにする。

指摘事項 (2) 契約事務	
エ	下記の契約書について、条文に誤りがある。 ・選挙公報等袋詰業務（参議院議員通常選挙） ・選挙公報等袋詰業務（福岡県知事・県議会議員選挙）
措置等の内容	
1	原因 過去の選挙の際に使用した契約書案の電子データをもとに、内容を十分確認しないまま過去の事績どおりで起案していたため。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。
3	再発防止策の内容 次期選挙に向けて既存フォーマットの修正とともに、今後は、過去の契約書案を安易に踏襲することなく、その都度十分な確認を行う。

指摘事項 (2) 契約事務	
オ	県議会議員選挙の広報誌輸送業務に係り徴取した見積書に、見積者の押印がない。
措置等の内容	
1	原因 契約締結事務についての書類確認が不十分であったため。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理となるが、委託業者から押印した見積書を徴取した。
3	再発防止策の内容 今後は、押印だけでなく記載漏れ等についてもその都度確認する。

指摘事項 (2) 契約事務
カ 投票用紙計数機等点検業務委託について、契約変更することなく履行期限を延長している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>当初、平成31年3月15日に計数機等の点検を行う予定で契約していたが、選挙準備の都合上3月18日に変更したもので、契約内容の変更を失念していたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約の履行が終了しており、現段階で契約変更の手続きは不可能なので現状のままとする。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>当初契約の段階で適切な履行期限を設定するよう心がけ、変更が生じるような場合には事前に契約変更するなど適正な事務処理を行う。</p>

柳川市監査委員告示第4号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和元年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳税務第1084号
令和2年1月14日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(市民部税務課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年12月27日付け31柳監査第205号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部税務課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 固定資産評価見直し業務委託に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
措置等の内容
1 原因 支出負担行為書の決裁後、会計管理者の確認を受けるのを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 支出負担行為書を会計課へ提出し、会計管理者の確認を受けました。
3 再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、今後は同様の確認漏れがないよう課内で周知徹底しました。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 公用車使用で市外への旅行の際、旅行命令書に記載及び旅行命令権者の命令を受けるのを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後にはなりますが、旅行命令書に記載し、旅行命令権者の命令を受け、該当職員に対し旅費を支給しました。
3 再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、公用車使用で市外への旅行の際は、必ず旅行命令書に記載し、命令権者の命令を受けてから旅行するよう課内で周知徹底しました。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 共通納税ASPサービス導入業務委託契約について、契約締結時には契約保証金を免除することが記載されているが、契約書には契約保証金の免除について記載がない。
措置等の内容
1 原因 契約書の内容についての確認漏れによるものです。

2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約締結済みのため。
3	再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、契約書の内容について十分に確認を行い、必要に応じて協議をし、記載漏れがあれば記載の指示を行うことを徹底いたします。

指摘事項 (2) 契約事務	
イ	下記の契約について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。 ・国税連携住民税年金特徴電子申告ASPサービス提供業務 ・国税連携システムソフトウェア保守業務
措置等の内容	
1	原因 柳川市財務規則の事前確認を怠っていたことによるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約締結済みのため。
3	再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、併せて柳川市財務規則の確認を行い、次回も同様なミスが無いように徹底いたします。

指摘事項 (3) その他	
ア	固定資産評価見直し業務に係る福岡県知事及び国土地理院への文書について、市長印ではなく、公印規則において「市民部税務課の所管に属する納税、資産、所得その他諸証明」と使用区分が規定されている税務課専用市長印を使用している。
措置等の内容	
1	原因 公印規則において、使用区分が規定されているにも関わらず、それを確認せずに使用していたことによるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に提出済のため。
3	再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、今後は、公印規則の規定に基づき公印の適切な使用を徹底いたします。

31 柳市民第408号
令和2年1月20日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(市民部市民課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年12月27日付け31柳監査第205号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
ア 中長期在留者住居地届出等事務委託費に係る調定決議書について、財務規則に規定されている調定の時期に起票されていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>平成 31 年 1 月 17 日付の中長期在留者住居地届出等事務委託費交付額決定通知書(変更分)を同年 2 月 1 日に担当者が受領していましたが、経理担当への連絡がされていなかったため、調定変更手続きを行っていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に調定変更は済んでおり、歳入処理も終わっているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、経理担当者への連絡漏れがないように連携を密にし、財務規則に規定された期限内に処理します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 市民カード購入変更契約について、下記のものがある。
<p>(1) 契約は令和元年 9 月 30 日付となっているが、契約に係る起案は起案日が同年 10 月 4 日、決裁及び施行日は 10 月 7 日となっており、日付に整合性がない。</p> <p>(2) 当初の物品売買契約書では契約の相手方を「納入者」としているものの、変更契約書では「受注者」としている。</p> <p>(3) 当初契約の見積書に加筆訂正し、注文書としている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>(1) 当初契約では、納期限を 10 月 10 日で予定していたため、消費税 10%での契約を結んでいましたが、その後業者から 9 月末に納入が可能との連絡があったため、実際納入された 9 月 30 日付で消費税 8%での変更契約を結びました。よって、起案日、決裁日及び施行日は 9 月 30 日が正しいものとなりますが、誤って当初納期限前の日付で起案等をしてしまいました。</p> <p>(2) また、当初契約では「納入者」としていましたが、見本としたひな形が「受注者」となっていたため、そのままの表記で変更契約書を作成してしまいました。</p> <p>(3) さらに、契約業者から見積書を加筆訂正して注文書として送って欲しいとの依頼があったため、言われたとおりに処理してしまいました。</p>

2	措置内容の概要 措置の状況『一部措置済、一部不措置』
(1)	変更契約の起案文書中の「起案日、決裁日、施行日」を令和元年9月30日に訂正しました。
(2)	既に契約が成立しており、契約内容に影響する事項ではないため、訂正等はしていません。
(3)	書類のコピーを取り、それを注文書として保管し、見積書の加筆訂正した部分は削除し、契約内容確認のため見積状況調書を作成しました。
3	再発防止策の内容 <p>今後は、柳川契約事務規則に則り、適正な事務処理に努め、誤った事務処理を見直します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務	
イ	物品購入や委託契約にあたり徴取している見積書がFAXされたもののみで、原本を徴取していないものがある。
措置等の内容	
1	原因 <p>物品購入の見積依頼がFAXでも良い為、委託契約の見積書の徴取でも誤って同じような取扱いをしてしまいました。</p>
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 <p>すでに平成31年度（令和元年度）の契約を締結しており、月々の支払いも行っているため。</p>
3	再発防止策の内容 <p>今後は、柳川市契約事務規則に従い、原本徴取による適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務	
ウ	デジタルカラー複合機の長期契約締結について、総務部長の押印がない。
措置等の内容	
1	原因 <p>財務規則に則り、合議を財政課経由で総務部長からもらう予定でしたが、財政課長までの押印で書類が返ってきているのを見落とし、そのまま契約し、保管していました。</p>
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 <p>財政課長までの押印は済んでいたため、総務部長に状況を説明し、合議の押印をもらいました。</p>
3	再発防止策の内容 <p>今後は、決裁・合議欄の押印の見落とし等に注意し、適正な事務処理を行います。</p>

31柳生環第1731号
令和2年1月8日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(市民部生活環境課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年12月27日付け31柳監査第205号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部生活環境課

指摘事項 (1) 契約事務

ア スズメバチの巣駆除業務委託について、予定価格表が封緘されていない。

措置等の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 原因
封緘の確認を見落としていたため2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
予定価格表を封緘し、再度開封3 再発防止策の内容
起案者、決裁者の複数職員で添付資料も見落とさず確認を行う。 |
|---|

31 柳廃対第347号
令和2年2月7日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 三小田 一美 様

柳川市長 金子 健次
(市民部廃棄物対策課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年12月27日付け31柳監査第205号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部廃棄物対策課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 橋本不燃物処理場搬入手数料の徴収事務委託について、告示がされていない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 徴収事務委託についての事務処理の認識不足によるものです。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘を受けた後、速やかに告示をおこないました。 3 再発防止策の内容 事務処理のヌケ・モレを無くすため確認作業を複数人で行うよう、課内に注意喚起を行いました。

指摘事項 (1) 収入事務
イ 資源性廃棄物売払収入 1 月分に係り起票された調定決議書について、会計管理者に通知されていない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 会計管理者への通知を失念していました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後にはなりましたが、会計管理者へ通知しました。 3 再発防止策の内容 事務処理の確認作業を複数人で行うことを徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市の職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 急に決まった出張のため、口頭での出張申請および命令を受け出張したものでした。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、指摘後速やかに旅行命令の決裁を受けました。 3 再発防止策の内容

緊急時に口頭での出張命令は受けても、文書での決裁を事前に受けることが難しい場合は、出張後速やかに決裁を受けるよう、職員同士が確認することを徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 下記の契約について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。

- ・柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託契約
- ・廃プラスチック処分業務

措置等の内容

1 原因

合議を受けることを失念したまま契約業務を進めてしまったため。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後になりましたが、指摘後速やかに合議を受けました。

3 再発防止策の内容

契約締結の決裁を行う際には、契約に係る手続きや文書にヌケ・モレがないか担当者および係での確認を徹底することとしました。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 下記の契約に係る契約締結伺について、決裁区分を誤っている。

- ・令和元年度後期分高反応性消石灰購入契約
- ・廃プラスチック処分業務

措置等の内容

1 原因

年間の購入見込みおよび処分量の見込みを誤って認識していたため、誤った決裁区分で事務処理を行っていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後になりましたが、指摘後速やかに適正な決裁を受けました。

3 再発防止策の内容

思い込みによる事務処理を改めるとともに、確認作業を複数人で行うよう、課内に注意喚起を行いました。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ 下記の契約について、予定価格表を未開封のまま契約締結の起案をし決裁している。

(前年度指摘事項)

- ・柳川市クリーンセンター2号炉ガス冷コンベア・1号炉AH下ロータリーバルブベアリング交換

措置等の内容
<p>1 原因 予定価格調書の予定価格内容が明らかと思い込んで事務処理を進めていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、開封し見積もり金額と照合しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結起案時には必ず予定価格調書を添付すること、および複数人で確認しあうことを徹底することとします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 各種契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務手続きの認識不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約が終了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案文書に記載すべき事項を再度確認するとともに、係内での周知徹底を図り、複数人で確認し合うことを徹底することとします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 下記の契約書について、条文中に誤りがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック再資源化業務委託契約書 ・ 消防用設備保守点検業務委託契約書
措置等の内容
<p>1 原因 契約書の内容を十分に理解しないまま契約締結したためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置中』 現在、契約の変更について協議を行っています。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の内容については、担当者だけでなく係内の複数職員がチェックしながら契約事務を進めていくことを徹底することとします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
カ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度清掃工場夜間運転管理業務 ・塩化水素濃度計年次点検整備業務
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則第 25 条に規定する期間についての認識不足が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結を終えてしまったため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務手続きの係内研修を行い、共通認識の下に事務処理とお互いのチェックを行っていくこととしました。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>キ 下記の購入伺について、予定価格が 80 万円を超えるにもかかわらず、起案文書ではなく伺兼依頼書により処理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス冷噴霧器ノズル配管部品 ・主灰バンカー部分更新に伴う製作品、ドライベアリング
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務手続きの認識不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、起案文書を作成し決裁を受けております。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務手続きの係内研修を行い、共通認識の下に事務処理とお互いのチェックを行っていくこととしました。</p>

指摘事項 (4) 財産管理
<p>ア 前年度から継続して使用するものの行政財産使用許可申請書が、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに提出されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 事務手続きの認識不足が原因で、事前の調整期間に時間を多く費やしてしまったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務手続きの流れをあらかじめ確認したうえで、連絡調整を図っていくことを徹底します。</p>

31 柳三市第260号
令和2年1月14日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 三小田 一美 様

柳川市長 金子 健次
(三橋庁舎市民サービス課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和元年12月27日付け31柳監査第205号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

三橋庁舎市民サービス課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記の行政財産使用料について、納入通知書の納入期限が誤っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市母子寡婦福祉会（自販機設置 面積に係る使用） ・柳川市母子寡婦福祉会（自販機設置 光熱費に係る使用） ・福岡県介護保険広域連合柳川・大木・広川支部事務室及び倉庫部分に係る管理費 ・西日本電信電話(株)（電話柱）
措置等の内容
<p>1 原因 納入通知書の納入期限の誤りは、財務規則第 28 条の確認不足及び事務処理の遅れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに納入済みのため、今後発行する納入通知書については、財務規則第 28 条の規定に基づく適切な納付期限といたします。</p> <p>3 再発防止策の内容 適切な時期に事務処理ができるよう職員間の連携を密にするとともに、財務規則第 28 条の規定を確認してから収納事務を行うよう徹底します。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ 平成 31 年 3 月 28 日付けで起票された印鑑証明手数料に係る調定決議書が、会計管理者に通知されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 所属課の係長まで押印は終わっているが、会計管理者へ通知が終わっていないことに気づかず保管していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 遅くなりましたが、会計管理者へ通知を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定決議書を保管する前に、すべての決裁が終了しているか確認するよう徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 複合機賃貸借契約について、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。</p>

措置等の内容
<p>1 原因 契約書の内容確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約済みのため、今後契約の際には、自動更新事項は削除します。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約の際には、複数の職員により契約書の内容確認を行い、不適切な契約にならないように徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 契約締結伺書の検査員に係る決裁欄に決裁権者の押印のないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁の際、決裁欄への押印を失念し、決裁後の確認も出来ていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、決裁欄に押印を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 複数の職員による確認を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 財産管理
ア 前年度から継続して使用するものの行政財産使用許可申請書が、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに提出されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 行政財産の使用許可について、使用者と更新手続きの確認を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに許可済のため、今後更新申請の際は、財務規則第 122 条第 2 項に規定する日までに行政財産使用許可申請書を提出させるようにします。</p> <p>3 再発防止策の内容 更新申請の際は、使用者に対して更新の手続き等について、十分に説明を行い、財務規則に基づいた適正な事務処理を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 財産管理
イ 公衆電話室に係る行政財産使用について、規定された期間を超えて許可している。
措置等の内容
1 原因

公衆電話室については、前回も使用許可の期限を3年としていたことから、今回も同様としていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに許可済のため、今後更新の際には、財務規則の規定どおりとします。

3 再発防止策の内容

更新申請の際は、使用者に対しても許可期間等について、十分に説明を行い、財務規則に基づいた適正な事務処理を徹底します。

柳川市監査委員告示第5号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和元年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課、下水道課）、水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳建設第1191号
令和2年2月19日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(建設部建設課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年1月31日付け31柳監査第227号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部建設課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 建設用原材料納入確認調書の検査員名について、記名及び押印が誤っているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 入力への誤りと課内での確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 本件は既に材料を納入しており、支払い済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 現在、元データを複製し使用しており、項目毎に手入力を行っているところではありますが、今後は間違いがないよう関数により金額入力に連動して検査員名を表示するよう元データを改善しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 原材料購入のため起案された契約締結何書について、検査員任命に係る決裁がされていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁時の確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 本件は既に契約を完了しており、支払い済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当係長と担当者で、適正に契約事務を行うことを確認しました。 また、決裁時に確認を徹底することとし、今後このようなことがないように事務を行ってまいります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 市営蒲池立石団地消火器購入契約書について、支払遅延に対する遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 市営住宅の消火器は使用期限が到来したのから順次交換しています。当該契約書については、3年前に作成した契約書を基にして作成しましたが、その際に遅延利息の率の確</p>

<p>認を怠り、修正しなかったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約を完了し、支払い済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 遅延利息の率の改正があったときは、その率及び改正時期などを記したメモを担当者や係長の机上で常時確認できるようにします。併せて、個別の契約においても契約同時の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 分筆測量業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく、契約保証金を免除している。
措置等の内容
<p>1 原因 年度当初の単価契約に基づく業務の依頼であったため、契約保証金についての認識が薄く、起案文書には契約保証金の免除についての記載を怠り、決裁を受けていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当業務委託について、今後、今年度の発注がないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当係長と担当者で、適正に契約事務を行うことを確認しました。 今後は、起案文書の記載方法について周知徹底を図り、決裁時の確認を強化します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
エ 公表が必要な随意契約による建設工事について公表されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 例年、250万円以上の随意契約が少なかったため、公表についての認識が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、すぐに対象契約案件について公表しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 建設課内において、公表に関する認識を深めるよう例規を配布し、発注担当者へ遺漏なく公表するよう指導を徹底しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
オ 機械借上に係る契約について、施行令第167条の2第1項及び第5号の規定により随意契約しているが、起案文書に業者選定の理由の記載のないものがある。

措置等の内容

1 原因

緊急による随意契約であった為、業者選定理由を明確に記載していませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

本件は、既に契約を完了しており、支払い済みであるため。

3 再発防止策の内容

今後、随意契約の号数に関わらず、業者選定理由は、明確に記載します。

また、決裁時に理由が明確に記載されているか確認を徹底します。

31柳都計第733号
令和2年2月18日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(建設部都市計画課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年1月31日付け31柳監査第227号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部都市計画課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 令和元年8月7日に起票されている平成31年度屋外広告物新規許可第11号の調定決議書について会計管理者の押印がない。
措置等の内容
<p>1 原因 会計管理者による押印漏れを確認していなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 令和2年2月3日に当該伝票を会計管理者に提示し、会計管理者及び会計課長欄に押印をもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者が会計から返ってきた伝票も押印漏れ等がないか確認することを徹底します。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ 下記の屋外広告物に関する許可について、許可書は当該起案文書の起案日、決裁日、施行日より前の日付で交付され、手数料に係る調定決議書も許可書の日付で起票されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 更新許可第61号 ・平成30年度 更新許可第62号
措置等の内容
<p>1 原因 同日に同申請者より、17件の申請があっており、上記2件について、データ入力ミスです。起案文書の日付が正しく、許可書と調定決議書の日付が誤っています。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 許可書はすでに交付済みで手数料の納付も終わっているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁時や決裁の前後でも日付の確認の際にチェックを入れる作業を取り入れ、申請件数が多い場合は確認を行う人数や回数を増やす等、さらに厳しい確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 人事秘書課より支払われた2日分の研修旅費について、都市計画課から1日分が重複払いされている。
措置等の内容
1 原因

旅費支出事務において担当者の確認不足により誤りに気付かず、その後の決裁においても誤りに気付かず支給していたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

令和2年2月12日に重複払い分を、戻入により処理しました。

3 再発防止策の内容

旅行命令の決裁の際に、他課や他団体から旅費が支払われる場合は旅行命令簿にその旨を記載するよう徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

イ 令和元年5月9日に行われた夜間景観ワークショップの食糧費に、消耗品である紙コップの代金が含まれている。

措置等の内容

1 原因

当初、個別のペットボトルを想定していましたが、費用を抑えるため、2Lのペットボトルと紙コップでの対応としました。その際、紙コップは食糧品と伴うものという、間違った認識をしていたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

令和2年2月12日付で科目更正をおこないました。

3 再発防止策の内容

間違った認識を改め、食糧費の会計処理の際に内訳にチェックを入れるようにし、再発防止に努めます。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 水辺の散歩道（一新町～本町工区）植栽植替業務委託について、予定価格調書が封入された予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。

措置等の内容

1 原因

設計価格と予定価格が同額であると思い確認を怠っていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

開封して予定価格調書を確認したところ、設計価格と予定価格が同額であると確認しました。

3 再発防止策の内容

契約締結時の決裁の際に、予定価格調書の添付を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 下記の契約書について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品売買契約書（都市計画課所管施設管理用乗用草刈機購入） ・ 同上 （乗用草刈機用スーパー購入） ・蒲池水辺公園樹木剪定業務委託契約書
措置等の内容
<p>1 原因 契約書作成の際に、支払遅延利息について確認しないまま、従前から用いてきた利率の記載された書面にて作成を行ってしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約及び支払いが完了しているため、措置はおこないません。</p> <p>3 再発防止策の内容 年度の初めに支払遅延利息の率を確認し、変更があった場合は、契約書に使用する元データを修正することを徹底します。また、元データについて、指摘箇所を含む要確認箇所の文字の色を変えることにより、契約書作成時の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ウ 下記の委託契約は契約金額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の活性化に資する夜間景観の形成に関する研究」の受託研究 ・沖端水天宮周辺整備における夜間景観基本計画及び整備活用計画策定業務 ・柳川市景観計画改定案策定業務
措置等の内容
<p>1 原因 委託契約になるため総務部長の合議が必要であったにもかかわらず、見落とし、未確認だったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後説明の上、総務部長より合議押印をもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 合議の漏れがないよう財務規則の確認と複数による再確認を徹底します。また、工事等における起工伺の様式を活用し起案を行うなど再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 業務委託について、見積依頼書及び見積書に消費税に関する記載のないものがある。
措置等の内容
1 原因

消費税については、見積を依頼する際に口頭のみで業者に周知しておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約が完了し、支払いが済んでおりますので措置は行いません。
3 再発防止策の内容 今後は、見積依頼書に消費税に関する事項を記載することを徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
オ 下記の契約について、契約書に添付された仕様書の業務委託料内訳書は設計書の業務委託料内訳書と同じもので、単価、金額が記載されている。 ・水辺の散歩道（一新町～本町工区）植栽植替業務委託 ・芝原水辺公園太鼓橋撤去工事
措置等の内容
1 原因 契約書作成の際に、誤って設計書の内訳書を添付していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約も締結し履行されております。支払いも済んでおりますので措置致しません。
3 再発防止策の内容 契約締結時の決裁の際に、契約書に添付する仕様書にチェックを入れ、複数人で確認することを徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
カ 公園等環境保全業務委託契約について、契約書の契約日が契約締結に係る起案文書の施行日と相違している。
措置等の内容
1 原因 起案文書の施行日を誤って記載しておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 起案文書の施行日を契約書の契約日に修正しております。
3 再発防止策の内容 契約締結の起案文書の施行日の記載を、契約書の契約日の記載と併せて行い、日付に誤りがないかチェックを入れるよう確認を徹底します。

指摘事項 (4) 財産管理
ア 公園利用（占用）許可書について、申請書に記載された公園名と異なる公園名で許可しているものがある。

措置等の内容

- 1 原因
許可書の作成の際に、公園名を誤って記載したものです。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
許可をしており利用も滞りなく済んでおりますので措置いたしません。
- 3 再発防止策の内容
許可書の決裁の際には公園名にチェックを入れること及び許可書発行の際に再度公園名を確認することを徹底します。

31柳国調第1312号
令和2年3月2日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市長 金子健次
(建設部国土調査課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年1月31日付け31柳監査第227号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部国土調査課

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、予定価格調書を予定価格表に封緘していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借業務 ・金納地内一筆面積計算書作成業務委託

措置等の内容
<p>1 原因 予定価格調書の封入確認をせず、決裁処理を進めたことが原因であるため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則に則り、担当職員への対応を確認し、決裁に係る確認を課内で周知します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 高島・蒲生地内国土（地籍）調査業務委託に係る境界標の購入伺いについて、予定価格が80万円を超えているため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第8条の規定に則り、契約担当課との合議を経て決裁を受けられたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 契約金額による契約担当課との合議確認を怠っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当職員並びに課内での事務処理理解を深め、決裁に係る確認を課内で周知します。</p>

31柳下水第548号
令和2年2月27日

柳川市監査委員 中村秀樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(建設部下水道課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年1月31日付け31柳監査第227号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 支出事務
ア 旅行命令書について、特別承認事項として自家用車使用の旨記入しているが、これに係る承認印がなく、また旅費（車賃）が支給されていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>旅行命令書記載時においては公用車での旅行を予定しておりましたが、旅行用件終了予定時間を鑑みて急遽私用車を使用することとなったため、特別承認事項の承認押印が漏れていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>旅行命令書の「特別承認事項」欄に承認印を押印し、未払となっていた旅費については、令和2年1月24日に支給いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>旅行手段等の変更があった場合においても、上司等への報告を行うとともに旅行命令書による申請の確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア コピー機のパフォーマンス契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結に当たっては、翌年度以降の予算の確保ができていないため、契約書に契約解除条項を付記されたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>当該契約は長期継続契約であり、契約解除条項を付記すべきものでしたが、当該契約に係る契約書が相手方様式により作成されたものであるため、契約解除条項の確認が漏れていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>当該事項は既に契約締結済みであるため、契約期間中に契約解除の必要性が生じた場合は、当該契約書第17条の規定に基づき真摯に対応いたします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内で長期継続契約に関する事務の確認研修を実施し、情報共有を行いました。今後の契約締結に際しては、契約事務規則等の契約事務に関する規程を遵守し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 柳川浄化センター水処理及び汚泥脱水用薬品である下記の単価契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。</p> <p>また、起案文書に、決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高分子凝集剤 ・ポリ硫酸第二鉄 ・ポリ塩化アルミニウム
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>当該契約については、失念により随意契約の理由や根拠及び年間予定総額の記載を漏らしていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>当該事項については、再発防止に向けて課内研修を実施しましたが、当該契約は既に契約締結済みであるため、措置を行っておりません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内における契約事務に関する周知を徹底するとともに、今後の契約締結事務に際しては、契約事務規則等の契約事務に関する規程を遵守し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がないものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>重要施設故障に伴う案件であり、システム構築業者に修繕の責任と性能を保証させるために1者見積りによる随意契約を締結したのですが、起案文書に前述の内容について記載が漏れておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>当該事項については、再発防止に向けて課内研修を実施しましたが、当該契約は既に契約締結済みであるため、措置を行っておりません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内における契約事務に関する周知を徹底するとともに、今後の契約締結事務に際しては、契約事務規則等の契約事務に関する規程を遵守し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>エ 公表が必要な随意契約による建設工事について公表していない。</p>

措置等の内容

1 原因

随意契約にて対応した修繕が、公表を要する建設工事要件に該当すると認識していなかったことによるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

公表が必要な随意契約については、公表に関する事務手続きを行いました。

3 再発防止策の内容

課内において建設工事等の公表要綱に関する周知を徹底するとともに、契約事務規則等の契約事務に関する規程を遵守し、再発防止に努めます。

31柳水道第1143号
令和2年2月13日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市水道事業管理者 金子 健次

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年1月31日付け31柳監査第227号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度自家用電気工作物保安管理業務委託契約 ・矢加部配水場、磯鳥水源地等運転管理業務委託契約 ・複合機に係るパフォーマンス契約 ・複合機賃貸借契約
措置等の内容
<p>1 原因 標記の契約に係る起案の際、「契約保証金の免除」に関する伺いについて失念していたことによるものであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支払いが発生している業務でありますので、ご指摘の点につきましては、次回の契約に係る事務処理の際、反映いたします。</p> <p>3 再発防止策の内容 免除を含む「契約保証金の取扱い」につきましては、起案の際、複数による確認のもと決裁を受けるよう徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 複合機に係るパフォーマンス契約について、長期継続契約を締結しているが、契約書に、翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結にあたっては、翌年度以降の予算が確保できていないため、契約書に契約解除条項を付記されたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 複合機（本体）に係る賃貸借契約につきましては、「解除できる旨」の条文を付記しているため、付随するパフォーマンス契約に条文が付記されていない場合でも対応できるものと認識し付記しておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支払いが発生している業務でありますので、ご指摘の点につきましては、次回の契約更新時に反映いたします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書（案）作成時及び起案の際、「契約解除条項の付記」につきまして、複数による確認の徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 給水装置の漏水調査に関する業務委託契約書について、契約金額が記載された委託料単価表が綴られていない。
措置等の内容
<p>1 原因 標記の契約に係る起案の際、別綴じとしております「委託料単価」の添付について失念していたことによるものであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支払いが発生している業務でありますので、ご指摘の点につきましては、次回の契約に係る事務処理の際、反映いたします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書（案）作成時及び起案の際、別綴じとしております「委託料単価」の添付につきまして、複数による確認の徹底を図ります。</p>

柳川市監査委員告示第8号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和2年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（柳河小学校、城内小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、皿垣小学校、中島小学校、大和小学校、矢ヶ部小学校、垂見小学校）、中学校（柳城中学校、昭代中学校、三橋中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年4月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

31柳教学第5772号
令和2年3月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(教育部 学校教育課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年2月28日付け31柳監査第249号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 下記の支出負担行為書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。 ・令和元年5月7日起票 昭代中学校浄化槽修理 他6件
措置等の内容
1 原因 教育部内の決裁が完了したところで、次の事務へ進むことに気を取られていたため、会計課に通知することを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 指摘後すぐに会計管理者へ通知しました。
3 再発防止策の内容 支出負担行為書に限らず、各種伝票を作成し、決裁を受けた後は、会計課へ通知するように細心の注意を払います。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 平成31年度寄生虫卵検査契約書について、「(以下「甲」という。)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
措置等の内容
1 原因 契約締結の際に、確認が疎かになっていたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 当該契約書に追記しました。
3 再発防止策の内容 契約締結の際は、担当者任せにせず担当係で内容を十分に確認します。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 令和元年度柳川市標準学力調査委託契約書について、契約相手名を誤っている。
措置等の内容
1 原因 契約書を作成する際に、前年使用したものをそのまま使用したためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 正しい契約者名で双方の契約書を作成しました。
3 再発防止策の内容

契約書作成時、契約締結起案時に十分内容を確認し、契約締結を行います。

指摘事項 (2) 契約事務

ウ 柳川市立中学校の教育用コンピュータシステムリース賃貸借契約について、長期継続契約を締結しているが、契約書に、翌年度以降の予算の減額又は削減による契約解除条項が付記されていない。長期継続契約の締結にあたっては、翌年度以降の予算の確保ができていないため、契約書に予算が減額又は削減された場合の契約解除条項を付記されたい。

措置等の内容

1 原因

契約を締結する際、契約書の内容の確認が不十分でした。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

既に契約締結済みのため。なお、契約期間が残っているものについては、相手業者と協議の上、修正します。

3 再発防止策の内容

契約書の作成にあたっては、担当職員段階で正確を期すことを徹底し、併せて、決裁の各段階でも確認を徹底します。特に、長期継続契約にあたっては契約解除条項の記載漏れがないように確認します。

指摘事項 (2) 契約事務

エ 平成 31 年度学力分析調査委託契約について、部長決裁により単価契約が締結されているが、この契約に基づき支出された委託料は、監査日現在、既に部長の専決範囲を超えている。また、200 万円以上の委託契約であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

措置等の内容

1 原因

前年の契約と比べて単価契約するテストの種類が増加しているにもかかわらず、前年と同じ決裁区分のまま処理をしていたため。また、年間使用頻度を見誤り、総務部長合議も行っていませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

既に契約締結済みのため。

3 再発防止策の内容

年間に行われるテストの回数、年間予定総額を事前に把握し、正当な決裁権者に決裁を行ってもらうようにします。

指摘事項 (2) 契約事務

オ 契約金額が 10 万円を超える下記の契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定し

<p>ているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷機賃貸借契約（皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原小学校） ・印刷機賃貸借契約（大和中学校） ・パフォーマンス契約（教育委員会）
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 起案文書を作成する際に確認を怠り、1者見積りの理由を記載していませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 すべて契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 今後契約事務につきましては、関係法令や契約事務規則等に則り、起案を行います。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>カ 下記の契約について、見積書が徴取されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマンスチャージ契約（適応指導教室ありあけ） ・パフォーマンスチャージ契約（柳河・矢留・昭代第一・昭代第二小学校 柳城・柳南・大和・三橋中学校）
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 年度当初に見積書を徴取しているものと思い込み、前年と同じ金額で契約事務を進めてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 すべて契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 今後につきましては、関係法令や契約事務規則等に則り、契約事務を行います。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>キ 柳川市立学校給食単独調理校調理員及び栄養士の腸内細菌検査業務委託について、予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され、決裁されている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 平成31年度予算要求のため事前見積を徴取し、予算を計上しました。今回、契約締結事務において、予算書の金額を見積状況調書に記載してしまったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 事後になりますが、予定価格表を開封し、金額等を確認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約事務規則に則り、事務を適正に執行します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ク 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用契約 ・令和元年度教職員等ストレスチェックに関する面接指導業務委託契約 ・令和元年度標準学力調査
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書を作成することについての認識が不足していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約済みのため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則に則って期限内に契約書を作成します。また、契約を行う担当だけでなく職員全員が規則について十分に理解し事務処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ケ 外国語指導助手派遣業務委託変更契約及び労働者派遣個別契約書の締結について、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 財務規則の内容を熟知していなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に、契約が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約を行う担当だけでなく職員全員が規則について十分に理解し事務処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>コ 下記の契約に係る契約保証金について、起案文書に記載せず、契約保証金の取り扱いについて決裁を受けないまま、契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度学校使用物品（トイレトペーパー） ・平成 31 年度小学校知能検査単価契約 ・令和元年度心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用契約 ・令和元年度英検 I B A 単価契約 ・令和元年度標準学力調査 ・令和元年度小・中学校児童生徒机椅子購入契約 ・印刷機賃貸借契約（皿垣・有明・中島・六合・大和・豊原小学校）

・印刷機賃貸借契約（大和中学校）
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則の内容を熟知していなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 すべて契約締結済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案文書に記載すべき事項を再度確認するとともに、係内での周知徹底を図り、複数人で確認し合うことを徹底することとします。 また、契約を行う担当だけでなく職員全員が規則について十分に理解し事務処理を行います。</p>

指摘事項（2） 契約事務
サ 就学援助システムクラウドサービス利用契約について、設定権者による予定価格の設定が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 システム導入時に予定価格を設定していたため、利用契約時には見過ごしてしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に、契約が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後につきましては関係法令や契約事務規則等に則り、契約事務を行います。</p>

指摘事項（2） 契約事務
シ 平成 31 年度柳川市立小中学校塵芥等運搬業務委託契約について、契約書中、市を「発注者」としているにもかかわらず、第 5 条第 1 項では「甲」としている。
措置等の内容
<p>1 原因 契約を締結する際、契約書の内容の確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の内容については、担当者だけでなく係内の複数職員がチェックしながら契約事務を進めていくことを徹底します。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳川学校給食共同調理場）

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、1者による随意契約であるが、修理・点検結果報告書は契約相手と異なる業者が作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真空冷却機修理及び調理機器保守点検業務委託契約 ・空調設備保守点検業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>上記2件の契約については、保守点検を納入業者との間で随意契約しているもので、納入業者は当該製品の正規代理店となっています。それぞれ保守の実施にあたりメーカー及び系列会社が点検修理を実施しており、それ以外の業者では部品の供給や製品の保証が受けられないことからこのような対応をしています。</p> <p>点検報告書については、当然契約の相手方からの報告となるべきところですが、契約相手である業者への指示が十分でなく実施した業者の報告書をそのまま受け取っていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>すでに点検報告書を受領し、完成としているところであるため、以後の契約とその履行にあたって見直しを行うこととします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書中に点検実施業者名を明記するか、契約業者の責任において契約者名での報告にするか、相手方と協議の上、今回のようなことがないようにいたします。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 下記の契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。</p> <p>また、長期継続契約にあたり、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業務委託契約 ・自家用電気工作物保安管理業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>起案の際に、随意契約の理由や根拠規定の記載を失念しておりました。</p> <p>また、長期継続契約での総務部長との合議も失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p>

<p>既に契約手続きを終えているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後につきましては、関係法令や契約事務規則に則り、契約事務を行います。</p>
--

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p> <p>ウ 下記の契約について、契約書と起案文書のいずれにも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けずに契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設維持管理業務委託契約 ・空調設備保守点検業務委託契約 ・排水処理施設膜ユニット維持管理業務委託契約
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因</p> <p>起案の際に、契約保証金の記載を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>既に契約手続きを終えているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後につきましては、関係法令や契約事務規則に則り、契約事務を行います。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

指摘事項（1） 支出事務
ア 旅行命令書に、命令印の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 旅行命令権者による命令印の押印が終わっていないことに気づかず保管を行っていました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 事後になりましたが、旅行命令権者から命令印の押印を受けました。
3 再発防止策の内容 今後は、旅行命令の決裁を受ける段階で細心の注意を払い、押印漏れ等が無いよう確認を行います。

指摘事項（2） 契約事務
ア 下記の契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。 また、①については長期継続契約にあたり、財務規則第4条に規定する総務部長との合議も行われていない。 ①自家用電気工作物保安管理業務委託契約 ②排水処理膜維持管理業務委託契約
措置等の内容
1 原因 起案の際に、業者の特定理由の記載を失念しておりました。 また、長期継続契約での総務部長との合議も失念しておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約が終了しているために不措置です。
3 再発防止策の内容 今後につきましては、関係法令や契約事務規則に則り、契約事務を行います。

指摘事項（2） 契約事務
イ 厨房機器保守点検契約書について、施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約とされているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

措置等の内容	
1	原因 起案の際に、適用条項の確認を怠っていました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約が終了しているため不措置です。
3	再発防止策の内容 今後につきましては、関係法令や契約事務規則に則り、契約事務を行います。

指摘事項 (2) 契約事務	
ウ	下記の契約について、契約書と起案文書のいずれにも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けずに契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。 <ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設維持管理業務委託契約 ・厨房機器保守点検契約 ・空調設備保守点検業務委託契約 ・排水処理施設膜ユニット維持管理業務委託契約
措置等の内容	
1	原因 起案の際に、契約保証金の記載を失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約が終了しているために不措置です。
3	再発防止策の内容 今後につきましては、関係法令や契約事務規則に則り、契約事務を行います。

指摘事項 (2) 契約事務	
エ	学校給食配送業務契約について、単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。
措置等の内容	
1	原因 起案の際に、年間予定総額の記載を失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約が終了しているために不措置です。
3	再発防止策の内容 今後は、年間予定総額を入れるよう是正します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

指摘事項（1） 契約事務
ア 消費税率改正に伴うマット及びモップ賃貸借契約の変更契約が、契約書（案）として契約締結している。
措置等の内容
<p>1 原因 マット及びモップ賃貸借契約の変更契約の起案・決裁を終えて、契約書（案）の（案）を除くことを忘れて、契約書に押印しました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 受注者と協議の上、マット及びモップ賃貸借契約の変更契約の契約書（案）の（案）を除いた契約書を作成し、全ての契約書を差替えました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書に押印するとき、契約書を再度確認し締結します。</p>

指摘事項（1） 契約事務
<p>イ 下記の契約について、施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約とされているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。</p> <p>また契約書において、契約事務規則第29条第1項第7号により契約保証金を免除としているが、根拠規定の適用号数が合致していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食器洗浄機ポンプ交換修理（契約金額 1,080,000円） ・食器洗浄機等修理（契約金額 1,296,000円）
措置等の内容
<p>1 原因 過去、随意契約を行った文章を参考に起案しましたが、適用条項等の確認を怠りました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 修理が完了し、契約金を相手方に支払済のため。</p> <p>3 再発防止策の内容 随意契約の起案を行うにあたっては、適用条項の確認を再度徹底します。</p>

指摘事項（1） 契約事務
ウ ボイラ点検管理委託契約について、契約書と起案文書のいずれにも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けずに契約締結し、実質的に契約保証

金を免除している。

措置等の内容

1 原因

前年度の契約書と同じように作成して、契約保証金免除についての確認を怠りました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』

ボイラ点検管理委託料を支払済のため。

3 再発防止策の内容

令和2年度のボイラ点検管理委託契約書に起案文書による決裁を受けた上で、契約保証金について記載を行います。

31 柳教人第187号
令和2年3月16日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(教育部人権・同和教育推進室)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年2月28日付け31柳監査第249号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部人権・同和教育推進室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 旅行命令について、旅行命令権者でない者により命令されているものがある。
措置等の内容
1 原因 決裁において確認が不十分でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、部長に追認を受けました。
3 再発防止策の内容 旅行命令権者の決裁確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 平成 30 年度に実施された中山人権学習会活動の材料代は予定価格が 3 万円を超えているが、伺兼依頼書のみで契約締結伺書の作成がなく、見積依頼の有無を「有」としていながら見積書を徴取していない。 また、同材料と令和元年度実施の橋本親子ふれあい活動材料は消耗品費より支出されているが、食糧費から支出すべき飲料代が含まれている。
措置等の内容
1 原因 中山人権学習会活動の材料代について契約締結伺書の作成及び見積書の徴取を失念していました。また、決済において確認が不十分でした。 中山人権学習会活動及び橋本親子ふれあい活動における飲料代についても食糧費から支出すべきことを失念していました。また、決済において確認が不十分でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 いずれも、すでに支払いを終えているので事後措置はしていません。
3 再発防止策の内容 契約事務の際に契約事務規則、財務規則を再度確認し、また決裁において添付書類等の確認を徹底し、適切な事務処理を行います。

31柳教図第541号
令和2年3月19日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(教育部図書館)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年2月28日付け31柳監査第249号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部図書館

指摘事項 (1) 支出事務
ア DVD44 巻購入に係る契約は平成 31 年 2 月 8 日に締結されているが、支出負担行為書の起票日は同月 15 日となっており起票が遅れている。支出負担行為書は財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 平成 31 年 2 月 15 日の契約締結伺書の図書購入の日付の作成と混同していました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 負担行為の決裁者と協議のうえ、日付訂正をいたしました。 3 再発防止策の内容 財務規則確認のうえ、処理するよういたします。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 消耗品費より支出された施設管理用消耗品に、燃料費から支出すべき混合燃料が含まれている。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 ほかの施設管理用消耗品と一緒に混合燃料を購入したため、消耗品費より支出してしまいました。失念していました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 科目更正の手続きをいたしました。 3 再発防止策の内容 支出伝票作成の際には、品名をよくよくチェックするよういたします。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 市内 5 箇所の図書館に係る平成 31 年度機械警備業務契約書において、別紙 1「警備計画、警備対象物件及び細則」に設けられた警備担当時間の記載箇所が、雲龍図書館を除く 4 箇所の図書館について空欄のままとされている。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 記載を失念していました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

<p>契約の相手方と協議のうえ、追記いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約の際には、相手方と契約書の細部について、チェックし協議する時間をとることにいたします。</p>
--

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>イ 複合機賃貸借契約（柳川市立図書館、柳川市立三橋図書館）について、契約保証金を免除しているが、契約書において契約事務規則第 29 条の適用号数を誤っている。</p> <p>また、空調設備保守点検業務契約については、契約保証金を免除しているものの、起案文書では契約事務規則の適用条文を誤っており、また契約書には契約保証金についての記載がない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>複合機賃貸借契約についての契約事務規則第 29 条の適用号数の誤りは、昨年度指摘されていた契約書の号数をそのまま記載しておりました。失念していました。</p> <p>空調設備保守点検業務契約の契約保証金の免除についても、失念しておりました。起案文書の適用条文の誤り、契約書の記載漏れをしております。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>契約の相手方と協議のうえ、追記、訂正いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務規則を確認のうえ、契約の際には、相手方と契約書の細部について、チェックし協議する時間をとることにいたします。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ウ 平成 31 年度消防設備保守点検業務について、予定価格の設定日が見積依頼の起案文書の起案日、決裁日より前になっている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>起案者の書類確認不足によるものでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>予定価格調書日付の訂正をいたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>日付の確認について、失念なきよう、起案者・係長の二者でチェックする時間をとることにいたします。</p>

31柳教学第5772号
令和2年3月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(教育部 学校教育課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年2月28日付け31柳監査第249号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（城内小学校）

指摘事項（1） 契約事務
ア 物品購入に係る伺兼依頼書について、決裁印の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 柳川市教育委員会の決裁印漏れを確認せずに事務処理をしてしまった為。
2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後になりますが、追認を受けました。
3 再発防止策の内容 教育委員会にも決裁漏れ等がないように十分注意してもらい、学校においても決裁返却後、押印漏れがないか二重に確認します。

柳川市監査委員告示第9号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和2年2月に実施した保健福祉部（福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年5月20日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

2 柳福祉第 2 4 4 号
令和 2 年 4 月 2 0 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三 小 田 一 美 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部福祉課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 3 月 3 1 日付け、3 1 柳監査第 2 8 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部福祉課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 30 年度福岡県市町村地域生活支援事業費等補助金に係る調定決議書について、会計管理者へ通知されていない。
措置等の内容
1 原因 調定決議書が会計課の審査から戻ってきた際、押印漏れに気がませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 指摘後、印鑑をいただきました。
3 再発防止策の内容 会計課の審査が終わりファイリングする際に、押印漏れがないか再度チェックを徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 平成 29 年度地域生活支援事業補助金返還金に係る支出負担行為書について、会計管理者の審査を受けていない。(前年度指摘事項)
措置等の内容
1 原因 支出負担行為書が会計課の審査から戻ってきた際、押印漏れに気がませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 指摘後、印鑑をいただきました。
3 再発防止策の内容 会計課の審査が終わりファイリングする際に、押印漏れがないか再度チェックを徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 担当職員が急いで旅行し、帰庁後も雑務に追われて旅行命令簿への記載を失念したため

です。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、ただちに旅行命令簿に必要事項を記載し、令和2年2月分旅費として不足分を支払っています。

3 再発防止策の内容

柳川市職員等の旅費に関する規定について、出向職員、任用職員にも再度説明し、再発防止に努めてまいります。

指摘事項 (2) 支出事務

ウ 平成31年1月28日に大牟田市へ旅行した職員について、旅費雑費が支払われていない。

措置等の内容

1 原因

支払担当職員の確認漏れです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

過年度払いとして、市長決裁を受け、令和2年2月に事務処理し、3月に不足雑費分を支払いました。

3 再発防止策の内容

今後は、職員2名で確認し、支払い漏れがないよう十分注意し、再発防止に努めてまいります。

指摘事項 (2) 支出事務

エ 平成31年度すみよか住宅改造助成事業の交付決定に係る起案文書に、決裁区分を誤っているものがある。

措置等の内容

1 原因

「扶助費」は部長決裁であることを失念し、単純に金額のみで課長決裁としていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、部長決裁をおこないました。

3 再発防止策の内容

起案書に必ず「予算科目」を記載することとし、科目ごとの決裁区分を確認することとします。

指摘事項 (2) 支出事務

オ 平成30年度柳川市社会福祉協議会事業補助金について、補助金等交付規則第15条に規定されている補助事業実績調査報告書(様式第8号)が作成されていない。(前年度指摘事項)

措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>実績報告書等の審査及びヒアリング等調査を行っていたが「補助事業実績調査報告書（様式第8号）」の作成をしていなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>過去の分なので、措置していません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>係員全員で今回の指摘事項内容、補助金等交付規則の確認を行った。また、平成31年度の補助事業実績調査報告書をどのように作成すべきであったのかを係内で確認した。前回も同じ指摘を受けているので、同じ過ちがないよう肝に銘じます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ア 下記の契約に係る起案文書等について、決裁区分を誤っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度障害福祉サービス請求内容チェックシステム貸借借予定価格設定 ・就学前の障害児発達支援の無償化に伴う福祉総合システム改修業務委託契約 ・平成31年度柳川市高齢者等心配ごと相談事業委託予定価格設定及び契約締結 ・令和元年度敬老会事業業務委託契約（有明校区、皿垣校区）
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>（高齢者福祉係）単純な決裁区分の誤りです。</p> <p>（障がい者福祉係） 同上</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>（高齢者福祉係）指摘後、部長決裁をおこないました。</p> <p>（障がい者福祉係） 同上</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>金額10万以上の委託業務契約については、「部長以上の決裁」であることを全員に徹底し、複数チェック方法を検討しながら研修を実施しました。今後は複数人でチェックし再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 下記について、200万円以上の委託契約であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。（前年度指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度柳川市プレミアム付商品券事業に伴うシステム改修等業務委託 ・平成31年度柳川市介護予防・日常生活支援総合事業業務委託 （通所型サービスC、介護予防普及啓発事業）
措置等の内容

<p>1 原因</p> <p>(福祉総務係)</p> <p>契約事務に関して確認不足でした。</p> <p>(高齢者福祉係)</p> <p>単純な決裁区分の誤りです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>(福祉総務係)</p> <p>指摘後、事後にはなりますが、合議をとりました。</p> <p>(高齢者福祉係)</p> <p>指摘後、合議をとりました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(福祉総務係)</p> <p>財務規則を再確認し、今後は複数人でチェックし再発防止に努めます。</p> <p>(高齢者福祉係)</p> <p>総務部長合議について、対象となる起案等を全員に徹底し、複数チェック方法を検討しながら研修を実施しました。今後は複数人でチェックし再発防止に努めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ウ 下記の契約について、見積書が徴取されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市手話奉仕員・通訳者養成事業委託契約 ・柳川市手話通訳者設置業務委託契約
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>見積りを徴取するのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>過去の分なので、措置していません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は手話通訳に係る契約についても他の契約同様、柳川市契約事務規則に基づいた事務処理を徹底いたします。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>エ 下記の契約について、契約締結日の施行日と契約日が相違している。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度柳川市介護予防事業業務委託 ・令和元年度柳川市ケアトランポリン健康教室事業業務委託
<p>措置等の内容</p>

<p>1 原因</p> <p>他業務と平行しながらの契約業務であったため、煩雑になり確認を怠ったと思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>契約済みのため、特段の措置は行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>確認の徹底を行い、再発防止に努めます。</p>
--

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>オ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約締結されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度柳川市ケアトランポリン健康教室事業業務委託 ・平成31年度柳川市食の自立支援事業業務委託
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>柳川市契約事務規則の認識不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>契約済みのため、特段の措置は行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務規則を再確認し、再発防止に努めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>カ 下記の契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度柳川市障害者相談支援事業委託契約 ・平成 31 年度障害福祉業務総合支援ソフト（オトパス5）賃貸借契約 ・平成 31 年度介護予防支援業務委託契約
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>(地域包括支援センター) 契約事務の認識不足によるものです。</p> <p>(障がい者福祉係) 同上</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>(地域包括支援センター) 既に契約締結しているため。</p> <p>(障がい者福祉係) 同上</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>(地域包括支援センター) 契約事務規則を再確認し、再発防止に努めます。</p> <p>(障がい者福祉係) 同上</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>キ 令和元年度柳川市ケアランポリン健康教室事業業務委託について、契約時に提出する書類として委託仕様書に記載されている下記の書類について提出されていない。(前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務体制連絡票・従事者名簿（緊急連絡先含む） ・有資格者の資格証等の写し ・傷害保険契約書等の写し
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>○業務体制連絡票・従事者名簿（緊急連絡先含む）、○傷害保険契約書等の写しについては、提出いただいていたが契約書とは別置していたので今回監査に提出を失念していました。</p> <p>○有資格者の資格証等の写しについては、個人毎の資格者証はございません。ただ、協会の講習プログラムを受講した者のみが派遣されています。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>不措置・・・委託終了済みですので、措置は行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>仕様書に記載されている別途提出書類は必ず提出させ、契約書と一緒にまとめておきます。</p>

2 柳生支第 3 4 号
令和 2 年 4 月 1 5 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部生活支援課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について

令和 2 年 3 月 3 1 日付け 3 1 柳監査第 2 8 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部生活支援課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 31 年度の過年度分生活保護費返還金に係る調定決議書について、会計管理者へ通知されていないものがある。
措置等の内容
1 原因 会計課から返された帳票のチェックが漏れていた。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 会計管理者から押印を受けた。
3 再発防止策の内容 帳票のチェックを複数回行う。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 生活保護医療扶助の診療報酬明細書等点検業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。
措置等の内容
1 原因 起案の際「契約保証金の免除」に関する伺いについて失念していたため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約が終了しているため、次年度の契約に係る事務処理の際に反映いたします。
3 再発防止策の内容 契約を行う際は、契約内容及び起案文の内容について精査を行います。

指摘事項 (2) 契約事務
イ レセプトプラス利用契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容
1 原因 政府契約の遅延に対する遅延利息の率について、本来確認すべき総務課契約検査係でない他の部署に確認していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約が終了しているため、次年度の契約に係る事務処理の際に反映いたします。

3 再発防止策の内容

契約を行う際は、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の確認を総務課契約検査係に行います。

指摘事項 (2) 契約事務

ウ 平成31年4月1日付の柳川市被保護者就労支援事業業務委託契約について、同年10月の消費税率の改定を見込んだ金額で契約書を作成したことにより、予定価格を超える金額での契約締結となっている。

措置等の内容

1 原因

見積金額（税抜き金額）の変更がないため、理由を記載することにより消費税の改定を見込んだ金額で契約書を作成出来ると、誤った認識をしていたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

すでに契約が終了しているため。

3 再発防止策の内容

契約を行う際は、柳川市随意契約ガイドライン等を充分確認します。

2 柳子支第 2 0 2 号
令和 2 年 4 月 2 2 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部子育て支援課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 3 月 3 1 日付け 3 1 柳監査第 2 8 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部子育て支援課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>公用車を使用して市内の家庭を訪問したところ不在であったため、急遽行き先を変更しましたが、家庭訪問の一環と捉えており、変更した旅行先が旅費雑費支給地域であるという認識が不足していたため、帰庁後も旅行命令書への記載をしていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後になりましたが、旅行命令書に記載し所属長の追認を受けました。</p> <p>また、市長決裁を受け、旅費の過年度支出処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>旅行中に急遽旅行先を変更する必要がある場合は、必ず電話等により所属への連絡を行うこととし、連絡を受けた職員等が速やかに旅行命令書への記載を行う、旅行命令書を旅行者本人の机の上に置いておく、又はメモを置くなどの方法により記載漏れの防止を図ります。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 平成30年度一時預かり事業費補助金交付決定に係る起案文書について、財務規則第4条に規定されている総務部長との合議が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>保健福祉部長に回議後、他の市長決裁文書と区別せず、そのまま人事秘書課へ回送したため。また、決裁後の確認が不十分だったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に補助金の交付を終えているため、不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>総務部長等との合議が必要な起案文書については、決裁後、担当職員が合議先等を再度確認するよう、課内で意思統一しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修業務委託について、契約締結日の施行日と契約

書の日付が相違している。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結伺に施行日を誤記していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約締結伺に記入した施行日を訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結伺の施行日については、決裁後担当職員が記入するものであるため、その後の関係書類回議、決裁等の際に、決裁ラインにおいて一連の事務に誤りがないか再度確認することにより再発防止を図ります。</p>

2 柳健康第 1 2 2 号
令和 2 年 4 月 1 4 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部健康づくり課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 2 年 3 月 3 1 日付け、3 1 柳監査第 2 8 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書 (別紙) のとおり

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 後期高齢者医療保険料令和元年8月更正による調定額変更（特徴）の調定決議書について、会計管理者へ通知されていない。

措置等の内容
1 原因 当該調定決議書は当部署の最終決裁者まで決裁された後、会計課の決裁において会計課課長補佐までの印鑑は押されていたものの会計管理者の印鑑が漏れていたもの。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者に印鑑が漏れていたことを伝え、内容の確認と印鑑をもらいました。
3 再発防止策の内容 会計課の決裁欄に漏れがあった場合は、押印いただくようにします。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が自家用車使用の承認を受けず、自家用車を使用して旅行しているものがある。 自家用車使用の旅行については、柳川市職員の公務旅行での自家用車使用に関する取扱要領第4条第4項の規定により、その都度旅行命令権者の承認を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 出張の際、旅行命令書の自家用車使用のところに印を付け、旅行命令権者から印鑑をもらい決裁は受けていたものの、自家用車使用の承認印欄部分の印鑑が漏れていたもの。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、再度旅行命令権者に内容を確認してもらい、当該箇所に印鑑をもらいました。
3 再発防止策の内容 必要な個所の印鑑に漏れないよう気をつけます。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 下記の伺兼依頼書に、随意契約の適用号数が記載されていない。 ・母子保健手帳（予定価格 84,348 円） ・健康手帳（予定価格 98,280 円）

・妊婦健康診査補助券（予定価格 59,850 円）
措置等の内容
<p>1 原因 物品購入時の契約事務に基づく手続きの確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 物品購入併依頼書に、随意契約の適用号数を記載しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務の手順を再度確認し、記載漏れがないように再確認をします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
イ 「予防接種と子どもの健康 2019 年度版」購入に係る契約締結伺書が決裁されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結伺書を決裁に回した後の確認をしていなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約締結伺書に決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結伺書の決裁後押印の確認をします。</p>

2 柳人同第 1 8 号
令和 2 年 4 月 1 3 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部人権・同和対策室)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 3 月 3 1 日付け 3 1 柳監査第 2 8 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部人権・同和対策室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 和紙張り提灯（外用）及び盆提灯（室内用）の契約締結伺書について、検査員に任命された職員と異なる職員により納入検査が行われている。
措置等の内容
<p>1 原因 誤って、納入検査の押印欄に室長が捺印していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 決裁権者が検査員に納入検査を実施していることを確認し、検査員が納入検査の押印欄に捺印を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 検査員に任命された職員が納入検査を実施したら、遅滞なく納入検査の押印欄に捺印します。 又、決裁者は検査員の捺印漏れがないかどうか確認することを徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 柳河団地建替事業に伴う仮住居物件賃貸契約の駐車場利用契約について、契約は新社名で締結しているものの、契約書中相手方「甲」は旧社名となっている。 また、同書中「乙」名欄に記載がない。
措置等の内容
<p>1 原因 前年度の契約書を基に契約書（案）を作成していたため、契約書の1箇所を新社名に書き換えていませんでした。乙は柳川市ですが、ゴム印の押印を失念し空欄になっていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約期間は平成32年3月31日までですが、契約期間途中で退去し、契約は終了しています。</p> <p>3 再発防止策の内容 作成した契約書（案）は、契約書作成担当者や契約の相手方の担当者双方で間違いがないかどうか確認を行うとともに、契約締結の起案の決裁を行うときは、決裁者が契約書（案）を確認することを徹底します。</p>

指摘事項 (3) 財産管理
<p>ア 平成 31 年 3 月 31 日付で起票された下記物品に係る物品出納・使用通知書が会計管理者に通知されないまま保管されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋本納骨堂提灯 (屋内用) ・ 同 上 (屋外用)
措置等の内容
<p>1 原因 所属長まで決裁を受けていましたが、失念し会計管理者へ通知をしていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者へ通知をしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁を受けたら遅滞なく会計管理者へ通知すると共に、起案者と決裁者双方で通知をしたかどうか確認することを徹底します。</p>

柳川市監査委員告示第11号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和2年3月に実施した産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年6月5日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

2柳農政第279号
令和2年5月19日

柳川市監査委員 中村秀樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部農政課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年4月30日付け、2柳監査第14号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成31年3月経営所得対策等推進事業に係る職員時間外手当の調定決議書について会計管理者の押印がない。 また、令和元年12月13日起票の力強い水田農業確立事業（県単）返還金の調定決議書は会計管理者へ通知していない。
措置等の内容
1 原因 会計管理者の押印を確認せず、決裁が終わっているものとの思い込みで綴っていました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、押印を受け事務処理を行いました。
3 再発防止策の内容 今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 平成31年度柳川市農業振興対策事業費補助金（経営所得安定対策等推進事業）の支出負担行為書について会計管理者の押印がない。（前年度指摘事項）
措置等の内容
1 原因 会計管理者の押印を確認せず、決裁が終わっているものとの思い込みで綴っていました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、押印を受け事務処理を行いました。
3 再発防止策の内容 今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 旅行命令書に旅行期日を誤記して旅行命令を受けているものがある。
措置等の内容
1 原因 期日を確認せず誤記していました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、正しい期日に訂正しました。
3 再発防止策の内容

今後このようなことが発生しないよう、出張に伴う事務の手順、旅費雑費に関する事項、過去の指摘事項をまとめたマニュアルを旅行命令書に備え付けて注意喚起を行います。
また、決裁に係る確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

ウ 令和元年 8 月 29 日から 30 日の鹿児島県指宿市への旅行について、宿泊を伴う旅行 であるが命令権者である副市長の命令を受けていない。

措置等の内容

- 1 原因
命令権者の押印が必要であるにもかかわらず失念していました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』
事後になりましたが、押印を受けました。
- 3 再発防止策の内容
今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

エ 市に事務局を置く財政援助団体の事務局職員が、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定に基づく市の命令を受けることなく旅行しているものがある。(前年度注意事項)

措置等の内容

- 1 原因
旅行命令書により所属長を経て、旅行命令権者の命令を受けるべきところを、失念していました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』
すでに経過しているため処置しません。
- 3 再発防止策の内容
今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、事務処理をいたします。

指摘事項 (2) 支出事務

オ 下記の補助金について、財務規則第 4 条に規定する総務部長の合議を受けていない。
・平成 30 年度柳川市農業振興対策事業費補助金（被災農業者向け経営体育成支援事業）
・令和元年度高性能農業機械導入支援事業補助金（変更分、矢ヶ部営農組合）

措置等の内容

- 1 原因
総務部長への合議が必要にもかかわらず失念し、最終的に確認せず綴っていました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

事後になりましたが、押印を受けました。

3 再発防止策の内容

補助金交付事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

カ 令和元年度柳川市畜産振興会補助金について、財政課通知の「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」において必要とされている財政課合議が行われていない。

措置等の内容

1 原因

財政課への合議が必要にもかかわらず失念し、最終的に確認せず綴っていました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

事後になりましたが、押印を受けました。

3 再発防止策の内容

補助金交付事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る確認を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 平成31年度のふれあい農園入園契約書について、「入園者」の氏名の記載のないものがある。

措置等の内容

1 原因

記入漏れとその後の確認が不十分だったためです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済み』

記載し是正しました。

3 再発防止策の内容

書類作成時の確認と決裁時の確認の徹底をはかります。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 木製パンフレットラックの購入に係る契約締結伺書について、検査員欄及び検査欄が決裁されていない。

措置等の内容

1 原因

決裁を失念していたためです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済み』

決裁をもらい是正しました。

3 再発防止策の内容

物品購入にかかる事務の手順を再度確認し、遺漏がないよう徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 令和元年度人・農地プラン図面作成業務委託契約について、契約書では契約の相手方を「受託者」としているが、契約条項及び特記仕様書では「受注者」としている。
措置等の内容
<p>1 原因 確認不足のため、文言が統一されていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 令和元年度分は、契約から支払いまで完了しており、次回分からは是正していきます。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書作成の際の内容の確認を遺漏がないよう徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 家畜用防疫薬品購入（単価契約、8種類）について、予定価格調書の価格設定日が記入されていない。 また、予定価格表は封緘されているが、予定価格調書が封入された形跡はなく、開封もされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結事務の際、予定価格調書の記入漏れの箇所を見逃し事務を進めたためです。 また、予定価格表の封入や開封に関しては、失念と確認漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 価格設定日につきましては、事後になりましたが記入し事務処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、事務処理を行います。</p>

2 柳水路第 1 2 3 号
令和 2 年 5 月 1 8 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三 小 田 一 美 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水路課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2 柳監査第 1 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水路課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 職員の旅行命令書による命令を受けず、公用車を使用し旅行していました。 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりますが旅行命令書による命令を受け、旅費（旅費雑費）を支給しました。 3 再発防止策の内容 前年度も指摘されており再度、旅行命令権者の命令を受けるよう周知し徹底を図ります。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 令和元年11月27日に久留米市へ旅行した職員について、旅費雑費が支払われていない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 職員の旅行命令書による命令を受けず、公用車を使用し旅行していました。 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりますが旅行命令書による命令を受け、旅費（旅費雑費）を支給しました。 3 再発防止策の内容 旅行命令権者の命令を受けるよう周知し徹底を図ります。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 筑後東部第2期土地改良区事務費補助金交付決定に係る起案文書について、補助金額が200万円以上であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 財務規則の理解不足により、総務部長合議を失念していました。 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 指摘後、直ちに総務部長の合議について追認をいただきました。 3 再発防止策の内容 財務規則を確認し、水路課職員へ周知し再発防止を徹底します。

2 柳水振第 8 7 号
令和 2 年 5 月 2 1 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水産振興課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2 柳監査第 1 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水産振興課

指摘事項 (1) 支出事務	
ア	職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容	
1	原因 急遽発生した協議であったため慌てて出張しました。その際、上司へ口頭での報告だけで旅行命令簿の作成を失念してしまいました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、旅行命令簿を作成し、命令権者の命令を受けました。
3	再発防止策の内容 今後は、常に冷静な勤務態度を心掛け、課内の職員同士による確認を徹底し、再発防止に努めます。

指摘事項 (1) 支出事務	
イ	職員の旅行について、旅行命令書の特別承認事項欄に自家用車を使用した旨を記入しているが、これに係る命令権者の承認印の押印がない。(前年度指摘事項)
措置等の内容	
1	原因 特別承認事項としての承認印の欄に命令権者ではない者が勘違いをして押印してしまいました。その後、誰も気付かず旅行命令簿が通過してしまいました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、本来の命令権者より承認してもらいました。
3	再発防止策の内容 前年度も指摘されており再度、旅行命令権者の承認を受けるよう、課内にて確認を徹底し、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務	
ア	ごみ焼却排熱を利用したはたき海苔の資源循環に係る事業可能性調査業務委託について、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。

措置等の内容

1 原因

財務規則第4条に規定する総務部長の合議が必要であることは認識していたにもかかわらず工期が短かったため、1日でも早く契約締結できるよう急いで契約事務を行ったことから総務部長の合議を失念してしまいました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

事後になりましたが、総務部長に経過、及び詳細説明を行い、合議を承認してもらいました。

3 再発防止策の内容

今後は、常に冷静な勤務態度を心掛け、契約締結に漏れが生じないように早めの事務着手を実施し、課内による研修などを通じ職員同士によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。

2 柳商ブ第 370 号
令和 2 年 5 月 12 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部商工・ブランド振興課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 4 月 30 日付け 2 柳監査第 14 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 商工・ブランド振興課

指摘事項：(1)支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令簿への記載を失念したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令の手続きに係る事務処理については、旅行の直前に、再度、旅行命令書申請の有無確認を行い、更に旅行後にも旅行実施の有無確認を行うことで、条例施行規則を遵守するよう徹底します。</p>

指摘事項：(1)支出事務
イ 平成31年2月4日に大牟田市へ旅行した職員について、旅費雑費が支払われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令簿への記載を失念したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 当該年度を経過しているため不措置といたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令の手続きに係る事務処理については、旅行の直前に、再度、旅行命令書申請の有無確認を行い、更に旅行後にも旅行実施の有無確認を行うことで、条例施行規則を遵守するよう徹底します。</p>

指摘事項：(1)支出事務
ウ 柳川市新規創業者支援事業補助金交付申請書に、同交付要綱第6条第5号に規定する起業・創業セミナー等の修了書の写しが添付されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 提出書類の精査が不十分であったため生じたものです。</p>

なお、当該セミナーの修了者であることは、実施主体が本市であることから、確認済みでした。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

申請者から終了書の写しを提出いただきました。

3 再発防止策の内容

添付書類の有無について十分確認するよう、課内において意思統一を行いました。

指摘事項：(1)支出事務

エ 柳川市住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書に、同交付要綱第9条第4号に規定する補助対象住宅に係る固定資産評価証明書が添付されていない。

措置等の内容

1 原因

当該申請については、建物の売買契約及び引渡しが完了して間もないものであり、建物の登記手続き中であったため、固定資産評価証明書が提出できなかったものです。

そのため、当該申請については、売買契約書の写しの添付をもって建物の所有確認を行いました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

固定資産台帳に記載があることを確認しており、交付済であるため、措置は行いませんでした。

3 再発防止策の内容

今後、提出資料を求める場合においては、遺漏がないよう課内において意思統一を行いました。

指摘事項：(1)支出事務

オ 地域おこし協力隊起業支援補助金について、同交付要綱第3条第3号に規定する資格要件に該当しない者に対し、補助金が交付されている。交付決定に当たっては、要綱に基づき適正に審査されたい。

措置等の内容

1 原因

同制度は、国及び柳川市いずれの要綱においても、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊としての活動地と同一市町村内で起業する者の起業に要する経費を補助対象としており、同補助金の主旨は、隊員が活動自治体において円滑に起業できるように支援を行うことです。

ただし、本市の要綱においては主旨に合わない条文と解釈されかねない要綱となっております。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

当該年度を経過しているため、不措置といたしました。

3 再発防止策の内容

この制度の主旨に合わせる形で、交付要綱第3条第3号の条文を「地域おこし協力隊を退任後1年以上、市内に定住する意思を有し、かつ、当該住所地を生活の本拠とすること。」に改めます。

指摘事項：(1)支出事務

カ 地域特派員事業の謝礼支払に係る請求書について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。

措置等の内容

1 原因

円滑な支払事務を優先するあまりに、請求書の日付を空欄で依頼しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

当該年度を経過しているため、不措置といたしました。

3 再発防止策の内容

今後は適切、且つ迅速な事務処理のため、支払事務の再確認を徹底します。

指摘事項：(2)契約事務

ア 契約に係る公印の使用について、承認を受けないまま公印を使用しているものがある。

措置等の内容

1 原因

取扱責任者による失念です。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

平成31年度の公印使用簿との照合を行い、公印使用簿に記載していたことを確認し、記案文の取扱責任者の欄に押印いただきました。

3 再発防止策の内容

課内において、公印処理時に取扱印の有無を十分確認することといたしました。

なお、指摘事項に記載されている「承認を受けないまま公印を使用」とありますが、公印処理簿において承認を受けており、承認を受けないまま公印を使用していないことを申し添えます。

指摘事項：(3)財産管理

ア 掲示板に係る行政財産使用について、規定された期間を超えて許可している。

措置等の内容

1 原因

申請時期が2月下旬であったため、翌年度の更新申請時期と重なることから、申請者負担を考慮し、例外として1年1か月の使用許可をおこなったものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

残りの許可日数が1年未満であることから、不措置といたしました。

3 再発防止策の内容

次年度以降の許可年数は、規定されている「原則1年」の取り扱いを行います。

2 柳観光第 9 4 号
令和 2 年 5 月 1 5 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部観光課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2 柳監査第 1 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 観光課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成 30 年度分農作物減収補償に係る支出負担行為書について、会計管理者の審査を受けていないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう、確認の徹底と適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、旅行命令書に記載し、旅行命令を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 出張を行う際には、必ず事前に旅行命令書による申請を行い確認を行うよう徹底いたします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 旅行命令書に命令権者の押印のないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、命令権者より押印いただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

決裁を行う際は、命令権者の押印をいただき、また、押印があることを確認するよう徹底いたします。

指摘事項 (1) 支出事務
エ 職員等の旅費について、支給額を誤っているものがある。(前年度指摘事項)
措置等の内容
1 原因 確認不足でした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、人事秘書課に説明を行い、正しい旅費明細を作成していただき処理を行っております。
3 再発防止策の内容 旅費明細及び伝票を作成する際は、人事秘書課と明細の確認を密に行い、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 柳川市温泉管理業務委託契約について、設定された予定価格を超えた金額で契約締結している。
措置等の内容
1 原因 確認不足でした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 事業完了しているため。
3 再発防止策の内容 契約行為を進めるにあたっては、予算や書類の再度確認を行うなど、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 柳川むつごろうランド本館内修繕業務について、契約書の受注者名が誤っている。
措置等の内容
1 原因 契約時の代表取締役死亡に伴い発注者と受注者の情報共有不足が原因での誤りである。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 事業が完了しているため。
3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう、確認の徹底と適切な処理による再発防止に努めます。また、受注者と密に情報共有を行うよう努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 柳川むつごろうランド周辺の植木剪定・除草業務委託について、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。
措置等の内容
1 原因 3号と表記するところ、7号と誤記してしまいました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 事業が完了しているため。
3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう、確認の徹底と適切な処理による再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
エ 柳川市小規模休憩施設管理業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく、契約保証金を免除している。
措置等の内容
1 原因 記載漏れでした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 事業完了しているため
3 再発防止策の内容 契約の内容を把握した上で、起案の際に再度確認を行うなど、適切な処理に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
オ 建物賃貸借契約書（西鉄柳川駅前からたち名店街店舗）について、契約書第3条に規定する別紙の添付がない。
措置等の内容
1 原因 添付漏れでした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 事業完了しているため
3 再発防止策の内容 市と契約相手方の双方により契約内容の確認を行うなど、適切な処理に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
カ 外国語版リーフレット印刷に係る契約締結伺書について、検査員欄及び検査欄が決裁されていないものがある。

措置等の内容	
1	原因 失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、説明を行い、決裁いただきました。
3	再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務	
キ マルチプレイヤー育成事業に係る農業用消耗品の購入について、見積書を徴取していないが、予定価格が3万円を超えているため見積書の徴取を省略することはできない。	
措置等の内容	
1	原因 失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 事業が完了しているため。
3	再発防止策の内容 今後このようなことのないよう、確認の徹底と適切な処理による再発防止に努めます。

2 柳農委第 4 2 号
令和 2 年 5 月 8 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市農業委員会 会長 三小田 由勝

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 4 月 3 0 日付け 2 柳監査第 1 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

農業委員会

指摘事項 (1) 契約事務

ア 平成 31 年度会議録作成事務委託について、契約締結に係る起案文書は平成 31 年 4 月 8 日に決裁されているが、決裁日以前の同月 5 日付で契約の相手方へ決定通知を送付している。

措置等の内容

1 原因

契約締結に係る起案文書を平成 31 年 4 月 5 日付けで起案しており、あらかじめ相手方への決定通知も同じく 4 月 5 日付けで作成していました。

起案文書の決裁区分は部長で、週明けの平成 31 年 4 月 8 日決裁となったため、準備していた決定通知の日付を平成 31 年 4 月 8 日に修正し相手方に送付すべきところを、修正せずに送付したためです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

すでに契約及び支払いが完了しているため不措置です。

3 再発防止策の内容

起案文書にかかる決裁日、それに伴う文書等の日付けに誤りがないか事務局職員でチェックを入れ確認を徹底します。

柳川市監査委員告示第12号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、令和2年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年7月20日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 三小田 一美

2 柳消総第 3 2 号
令和 2 年 6 月 9 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様
柳川市監査委員 三小田一美 様

柳川市長 金子 健次
(消防本部総務課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 2 年 5 月 2 9 日 付 け 2 柳 監 査 第 2 7 号 で 提 出 さ れ た 定 期 監 査 の 結 果 の 報 告 に お け る 指 摘 事 項 に 基 づ き、 別 紙 「 定 期 監 査 に お け る 指 摘 事 項 の 措 置 状 況 報 告 書 」 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

指摘事項 (1) 収入事務
ア 下記の行政財産使用料について、納入通知書の納入期限が誤っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話(株) (電話柱) ・九州電力(株)大牟田営業所 (電柱)
措置等の内容
1 原因 <p>いずれも、財務規則第 28 条で定められた納期限について確認を怠っておりました。</p>
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 <p>すでに事務処理を完了しているため。</p>
3 再発防止策の内容 <p>令和 2 年度は事務処理を完了しているため、あらためて財務規則第 28 条の規定を課内で十分に確認した上で、当該事務処理時に活用するファイルサーバー内に、今回の指摘事項について掲示することで、令和 3 年度以降の文書作成にあたり再発防止を図ります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 冷暖房保守管理業務委託について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについての決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
措置等の内容
1 原因 <p>事務上の遺漏です。</p>
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 <p>すでに事務処理を完了しているため。</p>
3 再発防止策の内容 <p>令和 2 年度について、契約事務規則第 29 条第 3 号の規定により契約保証金を免除する旨の条文を加えた契約書を作成し、相手方との協議の上、契約書の差し替えを行いました。令和 3 年度以降の契約書は、今回訂正した契約書を基本に作成することで再発防止を図ります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 予防業務用に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書について、係長により代決されているが、事務決裁規程第 6 条第 2 項の規定により代決できないため、同規程第 4 条第 2 項の規定に則り直近上位の職にある者から決裁を受けられたい。

措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>所管課長が長期による病気休暇という状況の中、事務決裁規程第 6 条第 2 項の規定を熟知せず、誤って係長により代決したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』</p> <p>事務の内容、経過等を説明した上で、事務決裁規程第 4 条第 2 項の規定に則り、当時の直近上位の職にある者から決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今回のような決裁権者が不在の場合の事務の流れについて、事務決裁規程第 4 条第 2 項、第 6 条第 2 項などの関連規定を、改めて消防本部内の会議にて情報を共有し、再発防止を図ります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 活動服等及び防火衣等について、単価契約の締結に係る起案文書に年間予定総額の記載がない。決裁区分及び予算額内での契約であることを確認できるよう、年間予定総額を記載されたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>事務上の遺漏です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>すでに事務処理を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>令和 2 年度の起案文書には年間予定総額を記載しました。また令和 3 年度以降についても、年間予定総額を記載した令和 2 年度の起案文書を基本に作成することで再発防止を図ります。</p>

2柳教生第642号
令和2年6月25日

柳川市監査委員 中村秀樹様
柳川市監査委員 三小田一美様

柳川市教育委員会
教育長 沖毅
(生涯学習課)

令和元年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年5月29日付け、2柳監査第27号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 生涯学習課が所管する施設の使用料について、下記により算定を誤っているものがある。 (前年度指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の使用時間を見誤っている。 ・1時間当たりの使用料あるいは時間区分ごとの使用料を誤っている。 ・時間区分がまたがっているものについて、一部しか算定していない。 ・使用日数が数日にわたるものについて、一部しか算定に含めていない。
措置等の内容
<p>1 原因 施設の使用料について、確認不足により適正な事務処理を行っておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度を経過しているため不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう職員へ周知徹底を図り、再発防止へ努めます。</p>
指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ 令和2年1月8日使用の旧戸島家住宅の使用許可について、起案文書に決裁日が記入されているが、決裁者である課長の押印がない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 急ぎの使用申請であったため、決裁者の押印を確認していませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、決裁権者に理由を説明の上、押印してもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 最終確認を徹底し、適切な事務遂行に努めます。</p>
指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 消費税率引き上げに伴うコミュニティセンター消防用設備保守点検業務委託(城内他8館)の変更契約を令和元年10月1日付で締結しているにもかかわらず、支出負担行為変更書を同年12月5日に起票している。支出負担行為書(変更書)は財務規則第50条の規定により適正な時期に起票されたい。</p>

措置等の内容
<p>1 原因 変更契約締結日をよく確認せずに支出負担行為変更書を起票したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度を経過しているため不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう契約書内容確認を徹底し、財務規則を遵守します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 三橋生涯学習センター機械警備業務委託料に係る支出負担行為変更書について、会計管理者の確認を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 会計管理者の押印を確認せずに決裁が終わっているものと思い込み処理してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 事後になりましたが、会計管理者の押印を受け事務処理を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ウ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令簿への記載失念および委託団体の旅行命令簿のみに記載していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 当該年度を経過しているため不措置。</p> <p>3 再発防止策の内容 前年度も指摘されていることから、職場内で改めて、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則を確認します。また、今後は出張する職員が旅行命令書による申請を行っているか、事務処理は適切であるかを担当係長及び課長による確認の再徹底を行います。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
エ 令和2年2月5日から7日の東京への旅行について、予算残額が不足しているにもかかわらず旅行命令書に記載し旅行命令を受けている。旅行命令については、柳川市職員等の旅費

に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、予算残額を確認のうえ取り扱われたい。

措置等の内容

1 原因

旅費予算残額の確認が不足し、必要予算が確保されないまま、旅行命令を出したもの。

2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』

事後処理で、旅行命令の取消し等が出来ないため、不措置としました。

3 再発防止策の内容

旅行命令簿提出時の必要旅費の算出及び予算差引の徹底を図ることで、適切な旅行命令を実施します。

指摘事項 (2) 支出事務

オ 令和 2 年 2 月 12 日の久留米市への旅行については、自家用車使用の承認を受けているものの車賃が支払われていない。

措置等の内容

1 原因

車賃の支払いがないものと勘違いしており、旅費雑費のみの支払いとしていました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』

事後になりましたが、承認者により決裁を行い対応済です。

3 再発防止策の内容

旅行命令簿の作成時はもちろんの事、伝票作成時にも旅行命令の内容を十分確認するよう徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

カ 平成 30 年度定期刊行物代について支払われていなかったことから、財務規則第 61 条により市長決裁を受け過年度支出しているが、同規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

措置等の内容

1 原因

当該定期刊行物は安価となるため年度当初に一年分を前納するものであるが、平成 30 年度分については請求書の到来が確認できなかったため支出しておらず、翌年度に過年度分の請求があったため。過年度支出の総務部長合議漏れは、手続きに対する認識が不足していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』

当該年度を経過しているため不措置です。

3 再発防止策の内容

過年度支出が発生しないよう支出払い出し一覧を作成し、支出漏れがないようチェック体制を強化します。また、財務事務については、財務規則に則り処理し、支出処理に関する過誤がないように努めます。

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に定める期間内に契約書の作成が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 32 回柳川市総合美術展展示会場設営及び撤去業務委託 ・平成 31 年度埋蔵文化財発掘調査に伴う労働者派遣個別契約
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>【美術展】 見積依頼を開催時期に対し早期に行っており、契約の手続きを失念していたため。</p> <p>【埋蔵文化財】 決裁完了後、窓口となっている柳川市シルバー人材センターへすぐ連絡したものの、当該契約については、福岡県シルバー人材センター連合会との委託契約となっているため、時間がかかってしまったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>【美術展】 すでに、業務が終了し、履行承認及び支払いが終わっているため。</p> <p>【埋蔵文化財】 当該契約については、契約期間満了のため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>【美術展】 契約に関する規則等を再度確認し事務手続きに漏れがないようチェックを徹底します。</p> <p>【埋蔵文化財】 柳川市シルバー人材センターとの連絡を密にし、契約事務規則に定める期間内に契約書の作成ができるよう徹底していきます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 旧綿貫家住宅植木剪定業務委託契約について、契約金額より実績報告の金額が安価となっているが、契約金額の減額に係る起案が行われていない。契約金額が 10 万円以下のため、当初から契約書及び請書を省略しているが、契約金額の変更については相手方と合意していることを起案文書により記載しておきたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約金額の変更については、相手方と合意していたものの、契約金額変更の起案を失念していたことによる。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>支払いの過程で履行承認を行い、支払いも終わっているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約に伴う変更の際は、各種事務手続きの漏れがないようチェックを徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 平成 31 年度柳川古文書館日常清掃および特別清掃業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約としているが、予定価格、契約金額が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。
措置等の内容
1 原因 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の工事または製造の請負に該当すると誤認したため。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりますが、号数を訂正しました。
3 再発防止策の内容 今年度契約分より施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により契約を締結し、次年度以降も適正な事務処理を行います。

指摘事項 (3) 契約事務
エ 柳川市体育施設及び生涯学習センター清掃業務委託契約について、令和元年 10 月 1 日に契約内容変更契約を締結しているが、契約書中原契約の締結日平成 30 年 4 月 1 日を平成 31 年 4 月 1 日と誤記している。
措置等の内容
1 原因 契約内容の確認不足でした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 契約内容変更契約書を訂正し、契約締結しました。
3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう契約書内容の確認を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
オ 雲龍の郷清掃管理業務委託契約について、平成 31 年 4 月 1 日付で締結している契約書に添付されている見積書は同月 23 日付となっており、日付に整合性がない。
措置等の内容
1 原因 事前に 3 月 29 日付の見積書を徴取しておりましたが、業者に依頼して作成してもらった契約書の確認不足で、添付されていた見積書の日付間違いに気付いておりませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度を経過しているため不措置。
3 再発防止策の内容 今後このような事がないよう、十分に確認します。

指摘事項 (3) 契約事務
カ 平成 31 年度大和生涯学習センター冷暖房設備保守管理業務委託契約について、予定価格を超える金額で契約している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>業務委託契約に関する依頼文書に税率を記入しておりませんでした。また、予定価格調書や見積状況調書を税率 8% の表示のみで作成をしていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>当該年度を経過しているため不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>見積決定した金額と契約金額に相違がないか契約書を充分確認するとともに、契約事務規則に基づき、適切な事務処理に努めます。また、担当職員及び係内職員によるチェック等、係内職員相互による事務処理の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>キ 下記の契約については、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度柳川古文書館日常清掃および特別清掃業務委託 ・平成 31 年度大和生涯学習センター冷暖房設備保守管理業務委託
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>【古文書館】</p> <p>柳川古文書館日常清掃および特別清掃業務委託は、平成 31 年度より新規に契約を締結したものであり、契約保証金の条項について失念していたため。</p> <p>【大和生涯学習センター】</p> <p>契約保証金の取り扱いについての事務処理を熟知せずに契約をしていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>【古文書館】</p> <p>当該年度を経過しているため不措置としました。</p> <p>【大和生涯学習センター】</p> <p>当該年度を経過しているため不措置としました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>【古文書館】</p> <p>柳川古文書館日常清掃および特別清掃業務委託については、令和 2 年度契約分より起案文書および契約書に契約保証金の条項を謳うよう変更しました。</p> <p>【大和生涯学習センター】</p> <p>今後このようなことのないよう契約事務規則を遵守します。なお、令和 2 年度契約について</p>

の契約保証金の取り扱いは、起案文書に記載した事務処理を行いました。また、令和3年度からは契約書にも記載するように事務処理を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

ク 下記の契約書において、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。

- ・旧戸島家住宅の管理業務等委託契約書
- ・委託契約書（就業改善センターエレベーター保守点検業務）
- ・業務委託契約書（昇降機保守点検、柳河ふれあいセンターほか5館）
- ・GHP定期点検契約書（蒲池農村環境改善センターガスヒートポンプエアコン）

措置等の内容

1 原因

【旧戸島家住宅】

契約書の記載内容について変更無く契約締結を行っていました。

【コミュニティセンター分】

自動更新条項を外すことは認識しておりましたが契約書の確認を失念しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

【旧戸島家住宅】

当該年度については、契約期間満了であるため不措置とします。

【コミュニティセンター分】

当該年度を経過しているため不措置としました。

3 再発防止策の内容

【旧戸島家住宅】

平成31年度に監査指摘を受けたことから、受注者と協議を行いました。その結果、令和2年度の契約書からは自動更新条項を削除することで合意を得ました。今後、適切な契約事務を遂行します。

【コミュニティセンター分】

今後このようなことのないよう契約内容を確認します。なお、GHP定期点検契約書については自動更新条項を削除して契約をしています。また、その他のエレベーター保守点検業務、昇降機保守点検の契約については、今後、自動更新条項を削除するよう相手業者と協議していきます。

指摘事項 (3) 契約事務

ケ 垂見小学校グラウンド防球ネット新設工事の起工伺について、決裁区分を副市長としているものの教育長により決裁されている。

措置等の内容

1 原因

事務決裁規程を認識しておりませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

事後になりましたが、決裁を行いました。

3 再発防止策の内容

事務決裁規程を遵守し、適切な事務処理を行います。

指摘事項 (3) 契約事務

コ 蒲池農村環境改善センター駐輪場設置工事については、仕様書以外の工事が施行されており不適切である。また、その工事の完成にあたっては、出来高を適切に管理されたい。

措置等の内容

1 原因

当該部分の工事について仕様書へ内容を記載しないまま工事発注をしていたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

当該年度を経過しているため不措置としました。

3 再発防止策の内容

工事仕様書の内容を確認し、仕様書に基づいた適切な工事を施工するように徹底します。また、出来高についても適切に管理するよう遵守します。

指摘事項 (4) 財産管理

ア 就業改善センターの郵便切手・ハガキ使用簿について、市ではない別の会計への受け入れ分が記載されている。

措置等の内容

1 原因

校区公民館の単費にて購入し、別管理すべきであるにも関わらず、当該使用簿に誤って記載したものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

当該使用簿を訂正しました。

3 再発防止策の内容

購入時に単費か市費の確認を徹底するように当該施設職員へ指導するとともに再発防止に努めます。